

○国頭村農業委員及び農地利用最適化推進委員 候補者募集要項

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員はこれまでの公選制から村長の任命制となるとともに、さらなる農地利用の最適化を進めるため、新たに現場活動を積極的に行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することになりました。

国頭村農業委員会では、改正された法律に基づき、令和2年10月1日から新たな農業委員会体制となりましたが、今年度で任期満了となるため、次期、農業委員及び農地利用最適化推進委員を選任するため次のとおり募集します。

■募集及び推薦について

1. 農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者の共通事項

(1) 受付期間：令和5年5月22日（月）～ 令和5年6月30日（金）まで

(2) 受付時間：午前8時30分～ 午後5時15分（土・日曜・祝祭日除く）

(3) 受付場所：〒905-1495 国頭村字辺土名121番地
国頭村農業委員会・国頭村役場農林水産課

(4) 募集方法：推薦及び応募

1) 推薦：本村在住の農業者等3人以上の連名又は団体が推薦する方法

2) 応募：自らが委員に応募する方法

※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼任はできません。

ただし、両方の候補者となることは可能です。

(5) 申込方法：

本要項の内容をご確認いただき、申込書に必要事項を記入の上、上記受付場所へ受付期限までに直接提出するか又は郵送してください。

なお、郵送の場合は、6月30日必着です。

※提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※メール及びファックスによる提出は受け付けません。

(6) 推薦される者及び応募資格：地域農業に精通している者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得てない者

2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3) 暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(7) 提出書類：下記の農業委員及び農地利用最適化推進委員の様式に必要事項を記入の上、提出願います。

- 1) 一般推薦 農業者等3名以上が連名して、その代表者が推薦する場合
 - ①農業委員【様式第1号】
 - ②農地利用最適化推進委員【様式第1号】
- 2) 団体推薦 農業者の組織する団体の代表者又はその他の団体の代表者が推薦する場合
 - ①農業委員【様式第2号】
 - ②農地利用最適化推進委員【様式第2号】
- 3) 一般応募 自らが委員に応募する場合
 - ①農業委員【様式第3号】
 - ②農地利用最適化推進委員【様式第3号】

(8) 公表：

推薦・応募された内容は、受付期間の中間及び受付終了後に村ホームページ等にて公表しますので、あらかじめご了承ください。(公表内容：推薦者・応募者名、職業、年齢、経歴、農業経営状況、推薦・応募理由など)

(9) その他について

- 1) 身分は、国頭村の特別職の非常勤職員とします。
- 2) 提出された書類内容等については必要に応じ、関係機関等へ確認をします。

2. 農業委員の募集及び推薦

(1) 応募資格：

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、その業務を適切に行うことができる者。
※法令により認定農業者等が農業委員の過半数を占めること、農業委員会の所掌に関する事項に利害関係を有しない者（中立委員）1人をしめること、年齢・性別等に著しい偏りが生じないよう配慮する等の規定があります。

(2) 主な業務内容：

- 1) 農業委員会 総会（毎月）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査等
- 2) 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等に向けた活動）の推進
- 3) 農業者等からの相談対応及び農業者への助言指導
- 4) 農地利用最適化推進委員及び農地中間管理機構との連携・協働
- 5) 農業者年金加入及び全国農業新聞の新規購読者普及活動

(3) 募集人数 : 5 人

(4) 募集する区域 : 村全域が対象となります。

(5) 任期 : 令和5年10月1日 ~ 令和8年9月30日 3年間

(6) 報酬 : 月額 42,700 円

3. 農地利用最適化推進委員の募集及び推薦

(1) 応募資格 :

農地等の利用の最適化に熱意と識見を有する方で下記の業務を適切に行うことができる者

(2) 主な業務内容 :

- 1) 農業委員会 総会における報告等 (必要に応じて)
- 2) 農地等の利用の最適化 (担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等) の推進及び農地の利用状況調査
- 3) 農業者等からの相談対応
- 4) 農業委員及び農地中間管理機構との連携・協働

(3) 募集人数 : 8 人

(4) 募集する区域 :

下記に8つの区域と区域に属する字と定数を示しています。
推進委員は、担当区域を定めているので、区域ごとに募集します。

区域名	その区域の字名	委員数
奥間校区南区域	浜、半地、比地	1名
奥間校区北区域	鏡地、奥間	1名
辺土名校区南区域	桃原、辺土名、	1名
辺土名校区北区域	宇良、伊地、与那	1名
(旧)佐手校区区域	謝敷、佐手、辺野喜、宇嘉	1名
(旧)北国校区区域	宜名真、辺戸	1名
畜産基地区域	奥、楚洲	1名
東海岸区域	安田、安波	1名

(5) 任期：委嘱の日から農業委員の任期満了まで

※ 令和5年10月2日～令和8年9月30日 3年間

(6) 報酬：月額 35,000円

4. 選考方法

農業委員は、選考委員会で選考を行い、議会の同意を得て村長が決定します。
農地利用最適化推進委員は、農業委員会で選考を行い、決定します。

5. 選考結果の通知

農業委員は、議会の同意後に、農地利用最適化推進委員は、農業委員会総会後に通知します。

6. 問い合わせ先

国頭村農業委員会 電話 0980-41-2122

国頭村役場・農林水産課 電話 0980-41-2122